

## 宮崎市開発許可における申請手数料一覧表

### 宮崎市開発許可申請手数料（手数料条例定め）

申請内容	開発区域の規模等	手数料の額(円)		
		自己の住宅の用に供する住宅	住宅以外の建築物で自己の業務用	その他
法 29 条 の 開 発 行 為	0.1ha 未満	(1) 8,600	(2) 13,000	(3) 86,000
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	(4) 22,000	(5) 30,000	(6) 130,000
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	(7) 43,000	(8) 65,000	(9) 190,000
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	(10) 86,000	(11) 120,000	(12) 260,000
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	(13) 130,000	(14) 200,000	(15) 390,000
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	(16) 170,000	(17) 270,000	(18) 510,000
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	(19) 220,000	(20) 340,000	(21) 660,000
	10.0ha 以上	(22) 300,000	(23) 480,000	(24) 870,000
第 35 条 の 2 の 開 発 行 為 の 変 更	ア. 設計の変更(イを除く) イ. 新たな土地の購入 ウ. その他の変更	(39)	ア. 変更前×1/10 イ. 増面積に応じた 上欄の規定額 ウ. 10,000	ア+イ+ウ (870,000 以内)
第 41 条 第 2 項 だ し 書 の 建 築 物 の 特 例 建 築 (第 35 条 の 2 第 4 条 含 む)		(25)	46,000	
第 42 条 第 1 項 だ し 書 の 予 定 建 築 物 以 外 の 建 築		(26)	26,000	
第 43 条 第 1 項 の 建 築 物 の 建 築	0.1ha 未満	(27)	6,900	
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	(28)	18,000	
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	(29)	39,000	
	0.6ha 以上 1.0ha 以上	(30)	69,000	
	1.0ha 以上	(31)	97,000	
第 45 条 の 地 位 継 承	1.0ha 未満	(34)	1,700	(36) 17,000
	1.0ha 以上		(35) 2,700	
第 47 条 第 5 項 の 登 録 の 写 し の 交 付		(37)	用紙 1 枚につき	470

### 2 証明事務手数料(手数料条例)

#### その他の証明

都市計画法第 29 条、第 35 条の 2、第 37 条から第 43 条まで若しくは第 53 条、附則第 4 項第 5 項の規定に適合していることの証明	(38)	300
--	------	-----